

MATSUBUSHI





音楽の力で繋がる絆 コロナ禍の部活動に密着

合唱部



部長 3年 たかはしこはる 高橋小春さん

！ 私たち合唱部は今後の依頼演奏やコンクールなどに向けて、感染対策をしっかりとしながら日々の練習に励んでいます！

松伏町にある松伏高等学校。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で、休校や分散登校、行事の中止や部活動の制限など、学校生活の大きな変化を余儀なくされたのは言うまでもありません。



副部長 3年 やまもとのか 山本乃冬榊さん



副部長 3年 かねこゆめ 金子結芽さん

合唱って楽しいよ！



**松伏町公式
動画チャンネル**
こちらから合唱部の動画が見られます





9月24日に新潟県上越市で、第27回西関東吹奏楽コンクールが開催され、松伏高等学校吹奏楽部は健闘の末、銀賞を獲得しました。

埼玉県立松伏高等学校
ゆめみ野東2-7-1
☎992-0121



合唱部と吹奏楽部は、過去に全国大会で入賞するなど輝かしい実績がある両部。思うように活動できず、目標を失いかけた時期もありました。しかし、自分自身と向き合う時間が増えた分、このような状況でも、集中し、一人ひとりが考えて行動し、工夫して少しずつ前に進んでいます。部の垣根を超えた「松高生×音楽の力」をお届けします。

吹奏楽部



部長 3年 たかつあいさ 高津愛咲さん

私たち吹奏楽部は「楽しみ楽しませ 泣き泣かせ 響かせよう音楽」という目標に向けて活動しています。コロナで思うように練習ができませんが、沢山の方々に音楽を届けられるように、これからもがんばります。



副部長 3年 かとうゆきな 加藤透奈さん

吹部、サイコー♪

問合せ 総務課 秘書広報担当 ☎991-1898



令和4年度保育所(園)・認定こども園及び学童クラブの新規利用について

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

利用案内及び申請用紙を11月1日(月)から配布しますので、利用要件に該当する場合に申請してください。

保育所(園)、認定こども園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

受付日時

①書類受付	☑令和4年1月14日(金) 9:00~14:00、15日(土)9:00~12:00 ☑役場第二庁舎301会議室 ※書類の受付のみ行います。(お子さんを連れてきていただく必要はありません) ※②の面接日時を指定します。指定日時に来庁できない場合は、別途保育園と面接日時の調整を行っていただきます。
②面接	☑令和4年1月17日(月)から21日(金)のうち指定された日時(所要時間:15~25分程度) ☑役場の指定された会議室 ※必ずお子さんと一緒にご来庁ください。

要件 普段仕事をしている等のため、日中、家庭において保育ができない場合

利用案内の配布場所 保育所(園)、認定こども園、すこやか子育て課

対象 0歳児から5歳児まで

申請書類 ①認定申請書及び利用希望申込書 ②勤務証明書等 ③令和3年1月2日以降に転入した方は、市町村民税課税(非課税)証明書

その他

- ・認定こども園の幼稚園部分の利用希望の方は、各園にお問い合わせください。
- ・町外の保育所(園)の入所申請には、別途手続きが必要ですので、お早めにすこやか子育て課にご連絡ください。

学童クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

受付日時 令和4年1月14日(金)9:00~14:00、15日(土)9:00~12:00

場所 役場第二庁舎301会議室

要件 普段仕事をしている等のため、放課後、家庭において保育ができない場合

利用案内の配布場所 学童クラブ、すこやか子育て課

対象 小学校新1年生から6年生まで

申請書類 ①申請書 ②勤務証明書等

※お子さんを連れてきていただく必要はありません。



幼稚園等の預かり保育の補助

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

「預かり保育」とは、幼稚園の基本の時間にプラスして、園で預かってもらうことです。夕方の時間だけでなく、朝や夏休みなどの長期休みが対象となる場合もあります(詳細は各園へ)。

令和4年度に新たに幼稚園等に通いはじめるお子さんの中で、預かり保育の補助を受けたい場合は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

対象 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)に通うお子さんのうち、次に該当する方

【3~5歳児クラス】保育の必要のある全ての子ども(2号認定)

【満3歳児クラス】保育の必要のある非課税世帯の子ども(3号認定)

※保育の必要…就労(週4日以上かつ月64時間以上)、妊娠・出産、疾病・障がい、看護・介護など

補助上限額 預かり保育の利用日数×450円(月額最大11,300円)

申請書類 ①子育てのための施設等利用給付認定申請書 ②勤務証明書等

申請場所 すこやか子育て課

申請期限 【4月から給付を受ける場合】令和4年2月18日(金)
【それ以降】認定を受けたい月の前月中

その他 保育の必要性の認定を受けた場合、認可外保育施設等の利用料の助成が受けられる場合があります。詳しくは、すこやか子育て課へお問い合わせください。

新型コロナウイルス関連のお知らせ

○ワクチン接種がお済みでない方へ

問合せ 予約相談窓口 ☎0570-001-503

10月22日(金)をもって、中央公民館での集団接種は終了となりましたが、11月以降も町内の医療機関において個別接種を実施しています。ワクチン接種を希望される方は、予約システムから予約していただき、早めに接種するようお願いいたします。なお、国からのワクチンの供給状況を踏まえて、予約枠は減少しています。

3回目の接種(追加接種)については、詳細がわかりしだい広報や町ホームページ等でお知らせします。



○松伏町農業者支援給付金

問合せ 環境経済課 農政担当 ☎991-1853

【対象者】令和2年分の税務申告をしており、かつその申告分の農業収入が50万円以上ある営農者で、今後も営農を継続する方

【給付額】1営農者につき10万円

【申請期限】12月28日(火)まで

【提出書類】農業法人・・・支援給付金交付申請書及び直近決算の確定申告書等の写し
個人営農者・・・支援給付金交付申請書及び令和2年分申告書類の写し

※申請手続など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

○松伏町飲食店感染対策取組支援金

問合せ 環境経済課 商工担当 ☎991-1854

【対象者】埼玉県が実施する「彩の国 新しい生活様式 安心宣言飲食店+(プラス)」の認証を受けている、又は、12月23日までに認証を受ける事業者で次に掲げる法人又は個人事業主

- ・法人:町内に飲食店を有する法人
- ・個人事業主:町内に住民登録がある飲食店事業者

【給付金】1事業者につき10万円

【申請期限】12月28日(火)まで

※申請手続など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

防災行政無線などを用いたJアラートの試験放送を行います

問合せ 総務課 庶務防災担当 ☎991-1895

試験実施日 11月5日(金)10時頃

実施する情報伝達

①防災行政無線の一齐放送

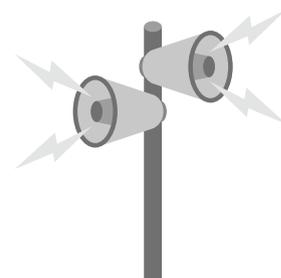
「こちらは、防災まつぶしです。ただ今から訓練放送を行います。」

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは、訓練放送です。」3回繰り返し

「こちらは、防災まつぶしです。これで訓練放送を終わります。」

②町メール配信サービス(マップメール)に登録している方に対し、「①防災行政無線の一齐放送」と同じ内容が配信されます。

なお、災害の発生や気象状況によっては、訓練放送が中止となる場合があります。



※Jアラートとは、地震・津波・武力攻撃などの緊急情報を人工衛星などを利用して、国から瞬時に情報伝達するシステムです。

※実際の緊急地震速報では、震度5弱以上の地震が発生して松伏町に震度5以上の揺れが生じることが予想される場合、揺れが生じる前に可能な限り放送されます。

令和3年度職員採用試験(第2回)を実施します

問合せ 総務課 職員文書担当 ☎991-1896

令和4年4月1日付採用の松伏町職員を募集します。松伏町のために働きたい方、生まれ育った松伏町で働きたい方、松伏町を盛りたてたい方など、ぜひご応募ください。

募集職種、採用予定人数及び受験資格

募集職種	採用予定人数	受験資格
一般事務職 (障がい者対象)	若干名	高校卒(見込み含む)以上で、次の①及び②に該当する方(平成元年4月2日以降に生まれた方) ①障害者手帳の交付を受けている方②活字印刷文による筆記試験に対応できる方
建築技術職	若干名	大学以上において建築の専門課程を専攻し卒業(見込み含む)した方(平成8年4月2日以降に生まれた方)
土木技術職	若干名	大学以上において土木の専門課程を専攻し卒業(見込み含む)した方(平成8年4月2日以降に生まれた方)
保健師	若干名	保健師免許を有する方又は免許を取得する見込みの方(昭和58年4月2日以降に生まれた方)

受験資格の詳細は、受験案内でご確認ください。

受付期間 11月8日(月)まで(郵送のみ:消印有効)

【応募方法等】

第1次試験(筆記試験)の日程

書類選考の合格者に第1次試験を実施します。

一般事務職(障がい者対象)	12月12日(日)
建築技術職	
土木技術職	
保健師	

受験案内で詳細を確認の上、所定の申込書類によりご応募ください。受験案内と申込書類は、町ホームページよりダウンロードできます。また、総務課、中央公民館、多世代交流学習館及び北部サービスセンターでも配布しています。



第2次試験及び第3次試験(面接試験)

第1次試験及び第2次試験の合格者に通知します。

女性に対する暴力をなくす運動 11月12日(金)～25日(木)

問合せ 企画財政課 人権推進担当 ☎991-1815



女性に対する
暴力根絶のための
シンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。期間中は、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図る取り組みを強化しています。

内閣府では、初日に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京スカイツリーなどを紫色にライトアップする、パープル・ライトアップを実施しています。女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。

職員の給与・定員を公表します

問合せ (給与に関すること)総務課 ☎991-1896 (定員に関すること)企画財政課 ☎991-1818

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、松伏町人事行政の運営等の状況を公表します。詳しい内容については、町ホームページ及び役場本庁舎1階町政情報コーナーにてご覧いただけます。

●職員給与費の状況

(一般会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
2年度	177人	671,119千円	132,582千円	277,309千円	1,081,010千円	6,107千円

※町長、副町長、教育長、派遣職員及び再任用短時間勤務職員を除く。※職員手当は児童手当及び退職手当を除く。

●職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43歳11か月	327,295円	404,025円

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

●職員の初任給の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	松伏町	国
一般	188,700円	182,200円
行政職	154,900円	150,600円

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
7年～10年	232,225円	— 円
10年～15年	263,711円	— 円
15年～20年	310,250円	— 円

●特別職の報酬等の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	月額	期末手当
町長	734,000円	令和2年度 支給割合 4.45月分
副町長	621,000円	
教育長	581,000円	
議長	312,000円	
副議長	255,000円	
委員長	241,000円	
議員	235,000円	

●定員適正化計画について

今後も限られた予算の中で、最少の経費で最大の効果を上げるため、適切な定員管理と簡素で効率的な行政運営が求められることから、平成30年3月に、平成30年度から5年間を計画期間とする「定員適正化計画」を策定しました。

この計画に基づき、適正な定員管理に努めています。

●部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	
	令和2年	令和3年		
一般行政 部門	議会	3	3	0
	総務企画	43	43	0
	税務	22	22	0
	民生	40	39	△1
	衛生	16	15	△1
	農林水産	7	7	0
	商工	3	3	0
	土木	19	19	0
	小計	153	151	△2
	(3)	(2)	(△1)	
特別行政 部門	教育	25	26	1
	小計	25	26	1
(2)	(1)	(△1)		
公営企業等 部門	下水道	3	3	0
	その他	11	11	0
	小計	14	14	0
(0)	(0)	(0)		
合計	192	191	△1	
(5)	(3)	(△2)		

※①職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

②()内は、再任用短時間勤務職員の人数で、上段の人数に含まれていません。

知っていますか?デートDV(交際相手からの暴力)

デートDVは、身近にあります。平成29年度内閣府の調査では、20代の女性に限って言えば36.0%、つまり約3人に1人が被害をうけています。

- | | |
|------------------|---|
| デートDV
チェックリスト | <input type="checkbox"/> 無視する、バカにする、大声でどなる |
| | <input type="checkbox"/> 今どこにいるのか1日に何度も確認する |
| | <input type="checkbox"/> 他の人と仲良くしていると責める |
| | <input type="checkbox"/> メッセージの返事をすぐに返さないと怒る |
| | <input type="checkbox"/> 用事があっても一緒に帰らないと怒る |
| | <input type="checkbox"/> デートのときにいつも自分にお金を払わせる |
| | <input type="checkbox"/> 他の人との会話や、メッセージをチェックされる |
- 一つでもあてはまったら、デートDVの可能性がります。まずは相談してみませんか。

県の相談機関(匿名でもOK)

■With Youさいたま

(埼玉県男女共同参画推進センター)

☎048-600-3800 月～土 10:00～20:30

(日・祝日、第3木曜日・年末年始を除く)

インターネット相談(24時間受付)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/counsel/guide.html>

■埼玉県婦人相談センター

☎048-863-6060 月～土 9:30～20:30

日・祝日 9:30～17:00(年末年始を除く)

身の危険を感じた場合や緊急の場合は警察(110番)へ。町の女性相談については17ページをご覧ください。